

# 公立大学法人秋田公立美術大学リサーチアシスタントに関する規程

平成31年 3 月 29 日

規 程 第 14 号

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田公立美術大学大学院博士課程に在学する優秀な学生を本学が行う研究プロジェクト等に研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者として研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 前条に定める研究補助業務を行う者の名称は、リサーチアシスタント（以下「R A」という。）とする。

(職務内容)

第 3 条 R A は、研究プロジェクト等において、R A に対し指導・助言を行う教員の指示に従い、研究プロジェクト等を効果的に推進するための研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

(資格)

第 4 条 R A になることができる者は、秋田公立美術大学大学院博士課程に在学し、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する者とする。

(募集及び選考)

第 5 条 R A の募集および選考は研究科で行い、その方法は研究科長が別に定める。

(採用等)

第 6 条 R A の採用手続等については、公立大学法人秋田公立美術大学非常勤職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第59号。以下「非常勤職員就業規則」という。）の定めるところによる。

(勤務時間)

第 7 条 R A の勤務時間は、週20時間程度を上限とし、当該大学院学生が受ける研究指導、授業等に支障が生じないよう配慮するものとする。

(報酬)

第8条 R Aの報酬は、非常勤職員就業規則により取り扱うものとする。ただし、報酬は時間給に限って支給するものとし、通勤手当など各種手当等は支給しない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、R Aに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。